

和泉市特定空家等対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市空家等対策の実施にあたり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に規定する特定空家等、管理不全空家等及び和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）に規定する特定空き長屋等に関する措置を適正かつ公正に実施するための事務取扱に必要な事項について定める。

(特定空家等及び特定空き長屋等の判定)

第2条 市長は、別表1に基づき、法第2条第2項に規定する「特定空家等」及び条例第2条第1項第3号に規定する「特定空き長屋等」に該当するかの判定を行う。

(立入調査)

第3条 市長は、法第9条第2項の規定又は条例第5条第2項の規定に基づき立入調査を行う者を選任するものとする。

2 法第9条第3項の規定又は条例第5条第3項の規定による通知は立入調査事前通知書（様式第1号又は様式第1-1号）によるものとする。

3 法第9条第4項又は条例第5条第4項のその身分を示す証明書は、様式第2号のとおりとする。

(報告徴収書)

第3条の2 法第9条第2項の規定に基づき空家等の所有者等に対し当該空家等に関する事項に関し報告をさせる場合は報告徴収書（様式第2-1号）によるものとする。

2 前項の徴収書の交付を受けた者は、報告書（様式第2-2号）により報告するものとする。

(助言、指導)

第4条 法第22条第1項の規定又は条例第8条第1項の規定による助言は、口頭又は文書により行い、同項の規定による指導は、指導書（様式第3号又は様式第3-1号）により行うものとする。

2 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（様式第3-2号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第22条第2項の規定又は条例第8条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号又は様式第4-1号）により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4-2号）により行うものとする。

3 特定空家等指導担当部署は法第13条第2項の規定又は法第22条第2項の規定に基づく勧告を行った後、その勧告を行った旨を固定資産税担当部署へ速やかに通知するものとする。

4 特定空家等指導担当部署は勧告を行った後、所有者等が当該管理不全空家等又は特定空家等の勧告に至った事由が解消した場合は、その旨を速やかに固定資産税担当部署へ通知するものとする。

(命令)

第6条 法第22条第3項の規定又は条例第8条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号又は様式第5-1号）により行うものとする。

2 市長は、法第22条第4項の規定又は条例第8条第4項の規定による、その措置を命じようとする者に対して意見を述べる機会の付与は、命令に係る事前通知書（様式第6号又は様式第6-1号）により、提出期限を付して通知するものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、意見陳述書（様式第7号又は様式第7-1号）により命令事項についての意見を述べるができる。

4 市長は、前項の規定により法第22条第5項の規定又は条例第8条第5項の規定に基づき公開による意見聴取の申し入れがあった場合は、法第22条第7項の規定又は条例第8条第7項の規定により、その措置を命じようとする者に対し、通知書（様式第8号又は様式第8-1号）により意見聴取の期日及び場所を通知するものとする。

5 市長が命令を行ったときは、法第22条第13項及び第14項の規定又は条例第8条第9項及び第10項の規定により標識（様式第9号）を設置するものとする。

(行政代執行)

第7条 市長は、法第22条第9項又は条例第9条に規定する自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせること（以下「代執行」という。）を履行しようとするときは、義務者に対し行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「執行法」という。）第3条第1項の規定による戒告を、戒告書（様式第10号又は様式第10-1号）により行うものとする。

2 市長は、代執行をするときは、執行法第3条第2項の規定により、義務者に対し、代執行令書（様式第11号又は様式第11-1号）により通知するものとする。

3 執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第12号）とする。

4 市長は、代執行に要した費用の徴収について、義務者に対し、代執行費用納付命令書（様式第13号）により行うものとする。

(意見聴取)

第8条 市長は、第5条第1項の勧告又は第7条の代執行をしようとするときは、あらかじめ、和泉市空家等対策審議会に意見聴取するものとする。

(措置完了届)

第9条 特定空家等の所有者等は、法第22条第2項の規定による勧告又は第3項の規定による命令に係る措置を実施したときは、措置完了届（様式第14号）により届け出るものとする。

2 特定空き長屋等の所有者等は、条例第8条第2項の規定による勧告又は第3項の規定による命令に係る措置を実施したときは、措置完了届（様式第14号）により届け出るものとする。

3 管理不全空家等の所有者等は、法第13条第2項の規定による勧告に係る措置を実施したときは、措置完了届（様式第14号）により届け出るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年12月27日から施行する。

別表1(第2条関係)

特定空家等及び特定空き長屋等の判定

1.

	区 分	項 目	評 定 内 容		評定
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	(1)状態	屋根	A	屋根ふき材の一部に剥落やズレがあるもの、屋根ふき材が剥落し下地が露出しているもの、軒天の材料や垂木が腐朽し垂れ下がっているもの(要小修理)	25
			B	棟が変形しているもの、屋根の一部が貫通し穴が開き、室内等へ雨漏りがあるもの(要大修理)	50
			C	棟が腐朽又は破損しているもの、屋根全体が変形、崩落、貫通する穴が生じるなど、著しい変形や破損が見られ、落下の危険があるもの(要除却)、又は屋根ふき材等の一部が著しく落下の危険があるもの(緊急性有)	100
		外 壁 、 門、塀、擁壁、看板等	A	外壁面が、一部剥落し下地が露出しているもの、又は門、塀、擁壁、看板等の一部に、ひび割れ、破損又は変形が生じているもの(要小修理)	25
			B	外壁面が、著しく剥落、腐朽又は破損し、下地が露出しているもの、又は門、塀、擁壁、看板等の複数個所に、ひび割れ、破損又は変形が生じているもの(要大修理)	50
			C	外壁面が、大部分破損や腐朽しているもの(要除却)、又は門、塀、擁壁、看板等、外壁の一部若しくは全部が著しく破損し、崩壊若しくは落下の危険があるもの(緊急性有)	100
		柱、梁、土台、基礎	A	一部の柱が破損しているもの、1/20以下の傾斜があるもの、基礎や土台にずれが生じているもの(要小修理)	25
			B	複数の柱、梁、土台、基礎が変形、破損、又は腐朽しているもの、基礎に不同沈下のあるもの(要大修理)	50
			C	過半の柱、梁、土台、基礎が著しく変形、破損、又は腐朽しているもの、柱に1/20を超える傾斜があり、または基礎に不同沈下があり崩壊の危険があるもの(要除却)	100
	(2)前面道路		A	通学路ではない、建築基準法上の道路ではない	0
			B	建築基準法上の道路である、又は幅員4m以上の公共の用に供する道である	25
			C	上記Bに該当し、かつ通学路である	50
	(3)影響度		A	屋根、外壁等が脱落、飛散等しても周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがないもの	0
			B	屋根、外壁等が脱落、飛散等するなど、周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがあるもの	50
			C	建築物が倒壊する、屋根、外壁等が脱落、飛散等するなど、周辺道路や第三者に、著しい被害が及ぶおそれがあるもの	100
	総合評定	300点以上	特定空家等、特定空き長屋等とする		
		200点以上 300点未満	管理不全空家等として、法第13条第1項指導をする(修繕、除却等) 特定空き長屋等の候補として、条例第7条助言をする(修繕、除却等)		
		100点以上 200点未満	管理不全空家等の候補として、法第12条助言をする(修繕、除却等) 条例第7条助言をする(修繕、除却等)		
		100点未満	法第12条助言をする(活用促進) 条例第7条助言をする(活用促進)		

2.

そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

区 分	項 目		評 定 内 容	評定
(1)状態	1. 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。			
	有害物質飛散		吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。	200
	臭気	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		30
		排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		50
	2. ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態になる。			
	臭気		ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	30
	動物等侵入		ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	50
(2)影響度	A	周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがないもの		0
	B	周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがあるもの		50
	C	周辺道路や第三者に、著しい被害が及ぶおそれがあるもの		100
総合評定	300 点以上		特定空家等とする	
	200 点以上 300 点未満		特定空家等の候補として、空家等特措法第12条助言をする(改善等)	
	200 点未満		空家等特措法第12条助言をする(活用促進)	

適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1)状態	1. 適切な管理が行われていない結果、既存の景観のルールに著しく適合しない状態となっている。			
	景観	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。		25
		景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。		25
		地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。		25
	2. その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。			
	景観	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。		25
		多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。		25
		看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。		25
		立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。		25
敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。		25		

その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2)影響度		A	良好な周辺環境を阻害するおそれのないもの	0
		B	良好な周辺環境を阻害するおそれがあるもの	50
		C	良好な周辺環境を著しく阻害するおそれがあるもの	100
総合評定	300 点以上	特定空家等とする		
	200 点以上 300 点未満	特定空家等の候補として、空家等特措法第 12 条助言をする(改善等)		
	200 点未満	空家等特措法第 12 条助言をする(活用促進)		
(1)状態	1. 立木が原因で、以下の状態にある。			
	倒壊、脱落、 飛散	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。		30
	越境	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。		25
	2. 空家等にすみついた動物等が原因で、以下の状態にある。			
	音	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		30
	臭気	動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		30
	動物の毛等飛散	敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		25
	動物等侵入	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		30
		すみついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。		30
		シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。		30
	3. 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。			
	住民不安	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。		30
	落雪	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。		-
	流出	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。		50
(2)影響度		A	周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがないもの	0
		B	周辺道路や第三者に被害が及ぶおそれがあるもの	50
		C	周辺道路や第三者に、著しい被害が及ぶおそれがあるもの	100
総合評定	300 点以上	特定空家等とする		
	200 点以上 300 点未満	特定空家等の候補として、空家等特措法第 12 条助言をする(改善等)		
	200 点未満	空家等特措法第 12 条助言をする(活用促進)		

備考 特定空き長屋等の判定を行う場合、上記表2において特定空家等を特定空き長屋等と、法第 12 条を条例第7条と読み替える。

様式第1号（第3条関係）

様

第 号
年 月 日

和泉市長 印

立入調査事前通知書

貴方の所有する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立入調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等
所在地：和泉市
用途：
2. 立入調査日時
年 月 日（ ）
3. 調査に当たり確認する内容
4. 調査実施の責任者

連絡先：

- ・所有者等の立ち会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。
- ・立入調査を拒否された場合は、法第30条第2項の規定に基づき20万円以下の過料に処せられる場合があります。

様式第1—1号

様

第 号
年 月 日

和泉市長 印

立入調査事前通知書

貴方の所有する下記空家等について、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）第8条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり条例第5条第2項の規定により立入調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等
所在地：和泉市
用 途：
2. 立入調査日時
年 月 日（ ）
3. 調査に当たり確認する内容
4. 調査実施の責任者

連絡先：

- ・所有者等の立ち会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。
- ・立入調査を拒否された場合は、条例第11条第2項の規定に基づき2万円以下の過料に処せられる場合があります。

(表面)

立入調査員証		第 号
所 職 氏	属 名 名	(写 真)
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定、又は和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行 (年 月 日まで有効) 和泉市長		
		印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）
（立入調査等）

第 9 条 （略）

2 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和 5 年条例第 8 号）（抜粋）
（立入調査等）

第 5 条 市長は、空き長屋等の所在及び当該空き長屋等の所有者等を把握するための調査その他空き長屋等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、空き長屋等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員等を空き長屋等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空き長屋等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空き長屋等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2—1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿の所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告の期限 年 月 日

・上記4の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に和泉市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、和泉市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第2-2号（第3条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

提出者住所

氏名

印

電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、 年 月 日第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 報告事項

（何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載）

（特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載）

3. 添付書類

（所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類）

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定に基づく
特定空家等に対する措置について（指導）

貴方の所有する下記空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第22条第1項の規定に基づき、周辺住民及び周辺建物に被害が生じないように倒壊防止対策及び瓦等の飛散防止対策等を講じるよう指導します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
所有者住所
所有者氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者

なお、助言又は指導を行ったにも関わらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項の規定に基づき勧告を行う場合があります。この場合、地方税法の規定に基づき特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになります。

また、現在の建物所有者が貴方と関係のない人になっている場合は、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが下記の担当者までご一報いただきますよう併せてお願い致します。

様式第3—1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例第8条第1項の規定に基づく
特定空き長屋等に対する措置について（指導）

貴方の所有する下記空家等は、「和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）」第2条第1項第3号に定める「特定空き長屋等」に該当すると認められたため、条例第8条第1項の規定に基づき、周辺住民及び周辺建物に被害が生じないように倒壊防止対策及び瓦等の飛散防止対策等を講じるよう指導します。

記

1. 対象となる特定空き長屋等

所在地

所有者住所

所有者氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

なお、助言又は指導を行ったにも関わらず、当該特定空き長屋等の状態が改善されないと認められるときは、条例第8条第2項の規定に基づき勧告を行う場合があります。

また、現在の建物所有者が貴方と関係のない人になっている場合は、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが下記の担当者までご一報いただきますよう併せてお願い致します。

様式第3—2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定に基づく
管理不全空家等に対する措置について（指導）

貴方の所有する下記空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、法第13条第1項の規定に基づき、周辺住民及び周辺建物に被害が生じないように倒壊防止対策及び瓦等の飛散防止対策等を講じるよう指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等
所在地
所有者住所
所有者氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者

なお、助言又は指導を行ったにも関わらず、当該管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第13条第2項の規定に基づき勧告を行う場合があります。この場合、地方税法の規定に基づき管理不全空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになります。

また、現在の建物所有者が貴方と関係のない人になっている場合は、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが下記の担当者までご一報いただきますよう併せてお願い致します。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

勸告書

貴方の所有する下記空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
所有者住所
所有者氏名
2. 勧告に係る措置の内容
3. 勧告に至った事由
4. 勧告の責任者
5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第4—1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

勸告書

貴方の所有する下記空家等は、「和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）」第2条第1項第3号に定める「特定空き長屋等」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第8条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空き長屋等

所在地

所有者住所

所有者氏名

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第8条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式第4—2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

勸告書

貴方の所有する下記空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者住所

所有者氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記1に係る敷地が地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

命 令 書

貴方の所有する下記空家等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。
ついては、下記のとおり措置をとるよう、法第22条第3項の規定に基づき命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

所有者住所

所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5—1号

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

命 令 書

貴方の所有する下記空家等は、「和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）」第2条第1項第3号に定める「特定空き長屋等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、条例第8条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。ついては、下記のとおり措置をとるよう、条例第8条第3項の規定に基づき命令します。

記

1. 対象となる特定空き長屋等

所在地

所有者住所

所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、条例第11条第1項の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第9条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

命令に係る事前の通知書

貴方の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置を講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴方は、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 和泉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
(特定空家等指導担当部署 宛)
送付先：
連絡先：
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。

以 上

様式第6—1号

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

命令に係る事前の通知書

貴方の所有する下記空家等は、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に定める「特定空き長屋等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置を講じられない場合には、条例第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴方は、条例第8条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空き長屋等
所在地 和泉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
(特定空家等指導担当部署 宛)
送付先：
連絡先：
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4 に示す者まで報告してください。

以 上

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

提出者住所

氏名

印

電話番号

予定される命令に係る意見陳述書

年 月 日付け第 号の命令に係る事前の通知書で通知のあった予定される命令事項について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 命令事項に対する意見

3 その他当該事案に対する意見

以 上

様式第7—1号

年 月 日

和泉市長 あて

提出者住所

氏名

印

電話番号

予定される命令に係る意見陳述書

年 月 日付け第 号の命令に係る事前の通知書で通知のあった予定される命令事項について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる特定空き長屋等の所在地

2 命令事項に対する意見

3 その他当該事案に対する意見

以 上

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

公開意見聴取の期日及び場所の通知書

貴方の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められ、必要な措置をとるよう勧告をし、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命令する前に貴方より法第22条第5項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取の請求がありましたので、下記のとおり公開による意見聴取を実施します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 命じようとする措置の内容

3 意見聴取日時

年 月 日（ ） 時から

4 意見聴取場所

場所：

住所：

電話番号：

5 本件での問合先

（特定空家等指導担当部署）

連絡先：

以 上

様式第8—1号

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

公開意見聴取の期日及び場所の通知書

貴方の所有する下記空家等は、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項第3項に定める「特定空き長屋等」に該当すると認められ、必要な措置をとるよう勧告をし、条例第8条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命令する前に貴方より条例第8条第5項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取の請求がありましたので、下記のとおり公開による意見聴取を実施します。

記

1 対象となる特定空き長屋等

所在地

用 途

2 命じようとする措置の内容

3 意見聴取日時

年 月 日（ ） 時から

4 意見聴取場所

場所：

住所：

電話番号：

5 本件での問合先

（特定空家等指導担当部署）

連絡先：

以 上

様式第9号（第6条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

以上

様式第9—1号

標 識

下記特定空家等の所有者は、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。）第8条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空き長屋等

所在地

用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

以上

様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

戒 告 書

貴方に対し 年 月 日付け第 号により貴方の所有する下記特定空家等の（措置内容を記載）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときには、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（措置内容を記載）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴方から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模 建築面積
延べ面積
- (5) 所有者の住所及び氏名

・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

・また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

様式第10—1号

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

戒 告 書

貴方に対し 年 月 日付け第 号により貴方の所有する下記特定空き長屋等の（措置内容を記載）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときには、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。）第9条の規定に基づき、下記特定空き長屋等の（措置内容を記載）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴方から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空き長屋等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模 建築面積
延べ面積
- (5) 所有者の住所及び氏名

・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

・また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

様式第 11 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

代執行令書

年 月 日付け第 号により貴方の所有する下記特定空家等を 年 月 日までに（措置内容を記載）するように戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき貴方から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 （措置内容を記載）する物件

所在地

用途

延べ面積 m²

2 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

・また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

様式第 11—1 号

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

代執行令書

年 月 日付け第 号により貴方の所有する下記特定空き長屋等を 年 月 日までに（措置内容を記載）するように戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和 5 年条例第 8 号。）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき貴方から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 （措置内容を記載）する物件

所在地

用途

延べ面積 m²

2 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

・また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

（表面）

執行責任者証		第	号
所 属			
職 名	氏 名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年 月 日		和泉市長	印
記			
1 代執行をなすべき事項			
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の和泉市 番地の（措置内容を記載）			
2 代執行をなすべき期間			
年 月 日から 年 月 日までの間			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)（抜粋）

第22条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和5年条例第8号。）

第9条 市長は、前条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第13号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

行政代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書により通知し、年 月 日から 年 月 日までに実施した（措置内容を記載）に係る代執行に要した費用が確定したので、行政代執行法第5条の規定により次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された納付期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収される場合があることを、申し添えます。

記

1. （措置内容を記載）に要した金額 円
2. 納 付 期 限 年 月 日
3. 納 付 方 法 本命令書に基づき、別途納付書により納付すること

・この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

・また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

提出者住所

氏名

印

電話番号

措置完了届

年 月 日付け 第 号の（勧告・命令）に係る措置を下記のとおり実施したので届け出ます。

記

1. 実施した措置の内容

2. 措置の完了日

年 月 日

以上